

●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(抄)
 (事前評価の実施)

第九条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

●行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)(抄)
 (法第九条の政令で定める政策)

第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長(法第二条第一項第二号に掲げる機関にあっては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあっては総務大臣)が共同で発する命令で定めるものを除く。

六 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用(租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。)をいう。以下この号において同じ。)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更(提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。)をすること目的とする政策

●行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則(平成19年総務省令第95号)(抄)
 (令第三条第六号の総務省令で定めるもの)

第一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第六号の総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国税又は地方税の賦課又は徴収
- 二 一定の要件に該当する者が法令により直接に被保険者、加入者等とされる保険、年金、共済、基金等であって当該者がその給付又はこれに類するものを受けけるものの保険料、掛金その他これらに類するものの賦課又は徴収
- 三 裁判手続及びこれに付随する手続
- 四 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)に係る手続
- 五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分に係る手続
- 六 聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続
- 七 犯罪の捜査又は少年事件の調査
- 八 国税若しくは地方税の犯則事件、金融商品取引の犯則事件又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に基づく犯則事件の調査
- 九 裁判の執行
- 十 補助金等若しくは間接補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等のうち国民に対して交付されるものをいう。)の交付の申請手続又は政府若しくは地方公共団体がその債務について保証契約をする法人に対する貸付け若しくは出資の申込みの手続
- 十一 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第七十六条の規定に基づく防衛出動及び同法第七十七条の二の規定に基づく防御のための施設を構築する措置

●行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則(平成19年総務省令第95号) (抄) ~前頁から続く~

(令第三条第六号の総務省令で定める変更)

第二条 令第三条第六号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる行為をすべき書面の種類、記載事項若しくは様式又は第一号若しくは第二号に掲げる行為をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の種類、記録事項若しくは様式若しくは第三号若しくは第四号に掲げる行為をすべき電磁的記録の記録事項の軽微な変更とする。

- 一 保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備すること。
- 二 作成し、記載し、記録し、又は調製すること。
- 三 掲示し、提示し、縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写させること。
- 四 交付し、若しくは提出し、又は提供すること。

●政策評価に関する基本方針 (平成17年12月16日閣議決定) (抄)

I ④事前評価の実施に関する基本的な事項

力 規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行なうよう努めるものとする。

●規制の事前評価の実施に関するガイドライン(平成19年8月24日 政策評価各府省連絡会議了承)(抄)

II 評価の方法

1 評価の対象

(1)事前評価を行うことが義務付けられる政策は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策である。

したがって、「国民」に対する作用ではない規定、「権利を制限し、又は義務を課す」作用ではない規定や、その作用の性質が規制の事前評価を行うのにふさわしくない規定については対象外となる。以下に具体例を掲げるが、これ以外の規定についても、作用の内容の性質に応じて判断すべきである。

①一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定

- ・国の行政機関又は地方公共団体に対して、その固有の資格により適用される規定
- ・特別の法律により設立される法人、国により行政上の事務を行うこととされる法人等、法令上國との間で一般国民とは異なる特別の関係に立つ法人に対し、当該法人のみに適用される規定。具体的には独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人又は指定法人(法令上指定又はこれに類する行政行為が予定されていないが、当該法人のみが行う公的業務が定められている法人を含む。)及びこれに類するもののみに適用される規定(指定法人については、指定に関係する規定に限る。)
- ・憲法や行政法(通説や判例において確立された解釈を含む。)において一般国民とは異なる取扱いが予定されている者に対し、当該者のみに適用される規定。具体的には公務員又は公務員であった者、行政機関や国立大学法人が設置する学校の学生や生徒、矯正・留置施設に収容・留置されている者、保護観察に付されている者などのみに適用される規定
- ・外国人又は外国法人のみに適用される規定

●規制の事前評価の実施に関するガイドライン(平成19年8月24日 政策評価各府省連絡会議了承)～前頁から続く～

II 評価の方法

1 評価の対象

(1)事前評価を行うことが義務付けられる政策は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策である。

したがって、「国民」に対する作用ではない規定、「権利を制限し、又は義務を課する」作用ではない規定や、その作用の性質が規制の事前評価を行うのにふさわしくない規定については対象外となる。以下に具体例を掲げるが、これ以外の規定についても、作用の内容の性質に応じて判断すべきである。(再掲)

②犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定(犯罪の構成要件に当たる行為が行政機関による勧告や処分の対象とされているなど、行政機関が一定の行政目的を実現するために企画及び立案したものという性格を強く有している場合における当該部分を除く。)

※なお、罰則のうち刑罰の内容を定める部分のみでは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用には該当しない(行政処分を定める規定のうち処分の内容を定める部分についても同様である。)。

③市民社会における対等な私人間のルールを定める規定

・民法、商行為法等に定める対等な私人間の関係を規律するための規定

※消費者や投資家の保護等のため契約又は取引の当事者の一方のみに義務を課している場合は対等ではない。

④国民の権利を制限し、又は義務を課す作用を実質的に持たない規定

・違反に対する措置の定めのない努力義務規定

⑤社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定

・行政サービス提供の対価としての手数料、負担金等の徴収に関する規定

・行政機関が契約の一方当事者である場合に契約の適正な履行を確保するための規定

(2)事前評価を行うことが義務付けられた規制以外のものについても、基本方針に基づき、積極的かつ自主的に規制の事前評価を行うよう努めるべきである。